社会福祉士国家試験 直前10点アップ講座をご受講の皆様へ

LEC東京リーガルマインド 福祉支援事業本部 福祉資格課

「直前10点アップ講座 共通 テキスト(XM25157)」の訂正

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「直前10点アップ講座 共通 テキスト(XM25157)」の記述におきまして、誤りがございました。受講生の皆様方にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。ご面倒ですが、以下の内容で学習いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【訂正箇所】テキスト p.83

- 1. 問35 解説4
 - 誤 4 適切。傷病手当金は、療養で4日以上休み、1日につき、標準報酬日額の3分の2 が支給される。

 \downarrow

- 正 4 × 不適切。傷病手当金は、病気やケガのために連続して3日休み、4日目から1日に つき、標準報酬日額の3分の2が支給される保険給付です。
- 2. [公式No.35 医療保険の仕組み] 給付負担 2項目め

詚

	・健康保険の被保険者は、適用事業所の勤務者とその扶養家族(国内に居住する年収
	130万円未満等の者で保険料負担なし)や任意継続者等である。
	・健康保険の保険料は、報酬比例によって被保険者と事業者で折半等で負担(育児休
被保険者	業中は負担免除) し、協会けんぽでは、 保険料率は都道府県ごとに異なる 。健康保
保険料等	 険組合は、組合ごとに保険料が異なっている。
	・国民健康保険の被保険者は、自営業者や非適用事業所の勤務者や短時間労働者等
	が被保険者となる。保険料は、市町村等で異なり、被保険者の前年の所得等で応能
	割や応益割等から保険料を定める。
	・公的医療保険制度の一部負担金の割合は、年齢区分に応じ、各医療保険制度で統
	一されている(義務教育就学前は2割、70歳未満は3割負担等)。なお、協会けんぽ
給付負担	の給付費は, 16.4% を国が補助している。
	・傷病手当金は、療養で4日以上休み、1日につき、標準報酬日額の3分の2が支
	<u>給される。なお、傷病手当金と出産手当金の支給は、国民健康保険にはない。</u>

・健康保険の被保険者は、適用事業所の勤務者とその扶養家族(国内に居住する年収 130万円未満等の者で保険料負担なし)や任意継続者等である。 ・健康保険の保険料は、報酬比例によって被保険者と事業者で折半等で負担(育児休 業中は負担免除) し、協会けんぽでは、**保険料率は都道府県ごとに異なる**。健康保 険組合は,組合ごとに保険料が異なっている。 被保険者 ・国民健康保険の被保険者は、自営業者や非適用事業所の勤務者や短時間労働者等 保険料等 が被保険者となる。保険料は、市町村等で異なり、被保険者の前年の所得等で応能 割や応益割等から保険料を定める。 ·傷病手当金は、病気やケガのために連続して3日休み、4日目から1日につき、 標準報酬日額の3分の2が支給される。なお,傷病手当金と出産手当金の支給は, 国民健康保険にはありません。 ・公的医療保険制度の一部負担金の割合は、年齢区分に応じ、各医療保険制度で統 給付負担 一されている(義務教育就学前は2割,70歳未満は3割負担等)。なお、協会けんぽ の給付費は, 16.4%を国が補助している。